

日介支専協第 5-0336 号

令和 6 年 1 月 5 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

「令和 6 年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の
請求等の取扱いについて」他の発出について（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼
申し上げます。

厚生労働省老健局より、各都道府県、指定都市、中核市民生主管部局宛てに、
令和 6 年能登半島地震による災害に係る下記の事務連絡が発出されましたの
で、資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく
お願いいたします。

敬具

記

【事務連絡】

- ・ 令和 6 年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて
- ・ 令和 6 年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム（LIFE）の取
扱いについて

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当:池田栄美
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

令和 6 年能登半島地震による災害に係る
科学的介護情報システム（LIFE）の取扱いについて

今般の令和 6 年能登半島地震による災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、科学的介護情報システム（LIFE）の取扱いについて、下記のとおりといたします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。なお、今般の災害により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付いたします。

記

科学的介護情報システム（LIFE）に提出する情報やその提出頻度等について、今般の災害に伴い事業所等が被災したこと等により、要件で定められた情報を期限までに提出できない場合など、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合（被災前にこれらを満たしていたときに限る。）については、当面の間、被災前に算定していた加算を引き続き算定することが可能である。

（参考）科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老老発 0316 第 4 号 令和 3 年 3 月 16 日老人保健課長通知）

以上

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和6年能登半島地震による災害に係る
介護報酬等の請求等の取扱いについて

令和6年能登半島地震による災害に関する介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしく願いしたい。

記

1 令和5年12月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について

令和5年12月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、令和6年能登半島地震による災害によりサービス提供記録等を滅失若しくは棄損した場合又は令和6年能登半島地震による災害発生直後における介護サービス提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、下記のとおり概算請求を行うことができるものとする。

- ・ サービス提供記録等を滅失又は棄損した場合の概算による請求及び令和6年1月以降のサービス提供分の請求方法

今回の地震による災害によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した介護サービス事業所等については、令和5年12月サービス提供分について概算による請求を行うことができること。

また、令和6年1月以降のサービス提供分の請求方法については追って連絡する予定であること。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和6年1月15日までに概算による請求を選択する旨、事業所所在の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法

原則として令和5年9月サービス提供分から令和5年11月サービス提供分までの介護報酬支払実績を用いて（当該介護サービス事業所等について特別の事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整をする。）、下記により算出し、算出された結果により支払を行うこととなるため、各介護サービス事業所等においては、別紙の様式により届け出るものとする。

・ 令和5年12月介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和5年9月から11月までの
介護報酬等支払額}}{\text{91 (※)}} \times 31$$

※ 令和5年9月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から令和5年11月30日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

(3) 上記に該当する介護サービス事業所等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。

(5) 介護報酬と第1号事業支給費は、分けて概算額が示されるものであること。

(6) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額をもって令和5年12月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものであること。

(7) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、令和5年9月から令和5年11月までの各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分する。

3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

令和5年12月サービス提供分（令和6年1月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談すること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段について

- ① 介護サービス事業所等（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所にあつては、給付管理の対象となるサービスを行う事業所に限る。②及び③において同じ。）においては、居宅介護支援事業所等に対し、可能な限り、介護報酬等の請求に対応する給付管理票の提出有無について確認を行うこと。
- ② 介護サービス事業所等においては、上記①において給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、請求明細書欄外上部に赤色で給①と記載し、紙により請求することとする。
- ③ 居宅介護支援事業所等においては、令和5年12月分の請求について、給付管理票の提出が行うことができない場合、可能な限り介護サービス事業所等へ提出できない旨の連絡を行うこと。

(別紙)

令和6年能登半島地震による災害に係る概算による介護報酬請求に関する届出書
(令和5年12月介護サービス提供分)

事業所番号	
<p>令和6年能登半島地震による災害に係る概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>請求事業所等の 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: center;">開設者名・事業者名 :</p> <p>審査支払機関 殿</p>	
<p>【請求内容】</p> <p>サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、12月1日から12月31日までのサービス提供分について概算により請求を行う。</p>	